

## GRIガイドライン第4版対照表

「CSR報告書2016」には、GRIサステナビリティ・レポート・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されています。

下記対照表では、一般標準開示項目についてコア項目を掲載しています。

### 一般標準開示項目

番号	記載内容	記載ページ
<b>戦略および分析</b>		
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者の声明	3-4
<b>組織のプロフィール</b>		
G4-3	組織の名称	7
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	9-15
G4-5	組織の本社の所在地を報告する	7
G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	17-18
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態	7
G4-8	参入市場	17-18
G4-9	次の項目を含む組織の規模 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高 ・株主資本および負債の内訳を示した総資本 ・提供する製品、サービスの量	17-18
G4-10	・雇用契約別および男女別の総従業員数 ・雇用の種類別、男女別の総正社員数 ・従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 ・地域別、男女別の総労働力 ・組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者以外の者であるか否か ・雇用者数の著しい変動	46,49-51
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	52 住友電気工業労働組合への社員の加入率は、住友電工単体で100%
G4-12	組織のサプライチェーン	-
G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して発生した重大な変更 ・所在地または事業所の変更 ・株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化 ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化	重要な変更なし
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	25-26,59-60
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	52
G4-16	(企業団体など) 団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにある会員資格 ・ガバナンス組織において役職を有している ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っている ・会員資格を戦略的なものとして捉えている	日本経済団体連合会 経済同友会 関西経済連合会 日本鋼加工業者協議会 日本電線工業会 日本生産性本部
<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>		
G4-17	a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか	17-18
G4-18	a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか	29
G4-19	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面	29
G4-20	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー ・当該側面が組織内でマテリアルであるか否か ・当該側面が、組織内のすべての事業体にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択 -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧 -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ・組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項	-
G4-21	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー ・当該側面が組織外でマテリアルであるか否か ・当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地 ・組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項	-
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	60,68-69 アクションECO-21 (PhaseⅤ)におけるゼロエミッション率算定方法の変更により、2014年度以前の有価物量ならびにゼロエミッション率を溯及修正
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	重要な変更なし
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>		
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	30
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	30
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か	32
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ	29-30,47-48
<b>報告プロフィール</b>		
G4-28	提供情報の報告期間	1
G4-29	最新の発行済報告書の日付	1
G4-30	報告サイト	1
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口	裏表紙
G4-32	・組織が選択した「準拠」のオプション ・選択したオプションのGRI内容索引 ・報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	準拠せず、本表にて標準開示項目該当箇所を掲示
G4-33	・報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 ・サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合、外部保証の範囲および基準 ・組織と保証の提供者の関係 ・最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	79
<b>ガバナンス</b>		
G4-34	・組織のガバナンス構造 ・経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会の特定	23-24,29
<b>倫理と誠実性</b>		
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範	5-6

特定標準開示項目

番号	記載内容	記載ページ
<b>マネジメントアプローチ開示</b>		
G4-DMA	<ul style="list-style-type: none"> <li>側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響</li> <li>マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法</li> <li>次の事項を含めマネジメント手法の評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>マネジメント手法の有効性を評価する仕組み</li> <li>マネジメント手法の評価結果</li> <li>マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容</li> </ul> </li> </ul>	29,31-32をキー頁として、33-78で重点分野ごと記述
<b>経済</b>		
<b>■経済パフォーマンス</b>		
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	73-76
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	59-62
<b>■間接的な経済影響</b>		
G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	73-76
<b>環境</b>		
<b>■原材料</b>		
G4-EN1	使用原材料の重量または量	63
<b>■エネルギー</b>		
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	63
G4-EN5	エネルギー原単位	64
G4-EN6	エネルギー消費の削減量	64-66
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	71-72
<b>■水</b>		
G4-EN8	水源別の総取水量	63,69
<b>■生物多様性</b>		
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	72
<b>■大気への排出</b>		
G4-EN15	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)	65
G4-EN16	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ2)	65
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出 (スコープ3)	65
G4-EN18	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	60,64
G4-EN19	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減量	64-67
G4-EN20	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	63
G4-EN21	NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出	63,70
<b>■排水および廃棄物</b>		
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	63
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	63,68-69
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	70
<b>■製品およびサービス</b>		
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	71-72
<b>■コンプライアンス</b>		
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	62
<b>■輸送・移動</b>		
G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	67
<b>■環境全般</b>		
G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資	61-62
<b>社会</b>		
<b>■労働慣行とディーセント・ワーク</b>		
<b>雇用</b>		
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率	49-50
<b>労働安全衛生</b>		
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数	58
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	58
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	53,70
<b>研修および教育</b>		
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間	55
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	55-56
<b>多様性と機会均等</b>		
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳	23-24,46,49-51
<b>サプライヤーの労働慣行評価</b>		
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響 (現実のもの、潜在的なもの) と実施した措置	43
<b>■人権</b>		
<b>投資</b>		
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間	52
<b>サプライヤーの人権評価</b>		
G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響 (現実のもの、潜在的なもの) および実施した措置	43
<b>■社会</b>		
<b>腐敗防止</b>		
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	25
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	27-28
G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	27-28
<b>反競争的行為</b>		
G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	27-28
<b>コンプライアンス</b>		
G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	27-28
<b>サプライヤーの社会への影響評価</b>		
G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響 (現実のもの、潜在的なもの) および実施した措置	43
<b>■製品責任</b>		
<b>顧客の安全衛生</b>		
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	40
<b>製品およびサービスのラベリング</b>		
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	40
<b>顧客プライバシー</b>		
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	該当なし
<b>コンプライアンス</b>		
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	該当なし